

令和8年2月20日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

- 業者名:①日本交通技術株式会社
②大日コンサルタント株式会社
③株式会社トーニチコンサルタント
④丸栄調査設計株式会社

期間:①④令和8年2月20日から令和8年6月19日まで(4ヵ月)
②③令和8年2月20日から令和8年4月19日まで(2ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和8年2月20日

近畿地方整備局

日本交通技術株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

日本交通技術株式会社は、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

2. 指名停止措置理由

日本交通技術株式会社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：日本交通技術株式会社

東京都台東区上野7-11-1

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年2月20日から令和8年6月19日まで(4ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

令和 8 年 2 月 20 日
近畿地方整備局

大日コンサルタント株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

大日コンサルタント株式会社は、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

2. 指名停止措置理由

大日コンサルタント株式会社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：大日コンサルタント株式会社

岐阜県岐阜市藪田南3-1-21

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年2月20日から令和8年4月19日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

令和 8 年 2 月 20 日
近畿地方整備局

株式会社トーニチコンサルタントに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社トーニチコンサルタントは、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社トーニチコンサルタントが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止2カ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社トーニチコンサルタント

東京都渋谷区本町1-13-3

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年2月20日から令和8年4月19日まで(2カ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

令和8年2月20日
近畿地方整備局

丸栄調査設計株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

丸栄調査設計株式会社は、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

2. 指名停止措置理由

丸栄調査設計株式会社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：丸栄調査設計株式会社

三重県松阪市大口町102-2

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年2月20日から令和8年6月19日まで(4ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)